

新型コロナウイルス感染症に係る特例貸付の 据置期間延長等に関するご案内

令和3年3月

特例貸付は、貸付後、最長1年の据置期間（返済を開始するまでの猶予期間）を経て、償還（返済）が開始される予定です。

今般、令和4年3月末以前に償還が開始となる貸付けについては、据置期間を令和4年3月末まで延長することなり、令和4年4月から償還開始となりました。

なお、据置期間延長後の償還や免除手続き等の詳細は、厚生労働省において現在検討中です。

決まりましたら改めてご案内いたしますので、現時点での本会へのお問い合わせはお控えください。

1. 据置期間延長への対応について

(1) 据置期間延長対応を受ける場合

○本会において手続きを行いますので、連絡は不要です。

(2) 据置期間延長対応を受けない場合

据置期間延長対応を受けずに、当初の計画どおり償還を希望する場合は、

○緊急小口資金は、決定通知に同封の払込用紙を利用してください。

払込用紙を紛失した方は、再送しますので本会までご連絡ください。

○総合支援資金は、下記①～④を記載し、令和3年4月30日までにFAXまたは郵送によりご連絡ください。

後日、償還に関する資料をお送りいたします。

①「総合支援資金特例貸付について、据置期間を延長せず当初の計画どおり償還を開始します」 ②氏名 ③生年月日 ④ご住所

2. 据置期間延長対応後の償還や免除について

(1) 償還免除について

○緊急小口資金は、令和3年度または令和4年度において、住民税非課税であることが確認できた場合、一括免除となります。

免除手続き等の詳細は、厚生労働省において現在検討中です。

○総合支援資金は、償還が免除される場合がありますが、詳細は厚生労働省において現在検討中です。

(2) 償還免除とならなかった場合について

○令和4年4月以降に償還が始まり、償還開始から償還終了までの月数については、当初の計画と変更はありません。

3. 転居した場合、結婚や離婚等により氏名が変わった場合

○必ず「氏名等変更届」を、貸付申請を行った市町村社会福祉協議会に提出してください。様式は本会HPからダウンロードが可能です。

社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会 福祉資金課

〒371-8525 前橋市新前橋町13-12

TEL027-255-6031 FAX027-255-6444